

○内閣官房令第九号

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十六条第一項及び第二十九条第一項（同令第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同令を実施するため、職員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

職員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

職員の退職管理に関する内閣官房令（平成二十年内閣府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応する

ものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(任命権者への再就職の届出等の様式)

第六条 「略」

〔2・3 略〕

4|| 令第二十六条第六項において準用する同条第三項の届出は、前項の届出書によるものとする。

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出の様式)

第八条 「略」

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

2|| 令第二十九条第二項において準用する令第二十六条第二項の届出は

、別記様式第八による届出書によるものとする。

3|| 令第二十九条第二項において準用する令第二十六条第三項の届出は

、別記様式第九による届出書によるものとする。

改正前

(任命権者への再就職の届出の様式)

第六条 「同上」

〔2・3 同上〕

〔項を加える。〕

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出の様式)

第八条 「同上」

2|| 令第二十九条第二項において準用する令第二十六条第二項の届出(法第百六条の二十三第一項に係るものに限る。)は、第六条第二項の届出書によるものとする。

3|| 令第二十九条第二項において準用する令第二十六条第三項の届出(法第百六条の二十三第一項に係るものに限る。)は、第六条第三項の届出書によるものとする。

4|| 令第二十九条第二項において準用する令第二十六条第二項の届出(法第百六条の二十四第一項に係るものに限る。)は、別記様式第八による届出書によるものとする。

5|| 令第二十九条第二項において準用する令第二十六条第三項の届出(法第百六条の二十四第一項に係るものに限る。)は、別記様式第九による届出書によるものとする。

別記様式第4（第6条第1項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出
 （国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項関連）
 年 月 日

殿
 住 所
 氏 名
 電話番号

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	（ふりがな） 氏 名	
2	生 年 月 日	年 月 日
3	官 職	
4	約束前の求職開始日	年 月 日 （□約束前の求職開始日なかった場合）
5	再就職の約束をした日	年 月 日
6	約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容	
	所属・官職	在職期間 自 年 月 日 至 年 月 日 職務内容
		自 年 月 日 至 年 月 日
		自 年 月 日 至 年 月 日
		自 年 月 日 至 年 月 日
7	離 職 予 定 日	年 月 日
8	再 就 職 予 定 日	年 月 日
9	再就職先の 名称及び連絡先	再就職先の名称： 再就職先の連絡先：
10	再就職先の業務内容	
11	再就職先における地位	
12	求 職 の 承 認 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
13	官民人材交流センターの援助の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
14	官民人材交流センター以外の援助 （□官民人材交流センター以外の援助なかった場合）	
	（ふりがな） 援助者の氏名又は名称	援助の内容

別記様式第4（第6条第1項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出
 （国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項関連）
 年 月 日

殿
 住 所
 氏 名
 電話番号

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	（ふりがな） 氏 名	
2	生 年 月 日	年 月 日
3	官 職	
4	再就職の約束をした日	年 月 日
5	離 職 予 定 日	年 月 日
6	再 就 職 予 定 日	年 月 日
7	再就職先の名称	
8	再就職先の業務内容	
9	再就職先における地位	
10	求 職 の 承 認 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
11	官民人材交流センターの援助の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

（記載上の注意）

□のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。

(記載上の注意)

- 1 口のついた項目は該当する口の中にし点を記入すること。
- 2 約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日なかった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容を記載すること。

--

別記様式第5（第6条第2項関係）

変更届出

（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項関連）

年 月 日

殿

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けの国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

官 職	変更前			
	変更後			
約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容	変更前	所属・官職	在職期間	職務内容
	変更後	所属・官職	在職期間	職務内容
	変更前			
	変更後			
離職予定日	変更前			
	変更後			
再就職予定日	変更前			
	変更後			
再就職先の名称及び連絡先	変更前			
	変更後			
再就職先の業務内容	変更前			
	変更後			
再就職先における地位	変更前			
	変更後			

別記様式第5（第6条第2項、第8条第2項関係）

変更届出

（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項関連）

年 月 日

殿

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けの国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

官 職	変更前			
	変更後			
離職予定日	変更前			
	変更後			
再就職予定日	変更前			
	変更後			
再就職先の名称	変更前			
	変更後			
再就職先の業務内容	変更前			
	変更後			
再就職先における地位	変更前			
	変更後			

（記載上の注意）

職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第29条第2項の規定により、離職後に当該変更届出を行う者については、官職及び離職予定日は、変更届出の対象外となります。

別記様式第6（第6条第3項、第4項関係）

失効届出

（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項関連）

年 月 日

殿

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けの国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項の規定による届出に係る 約東の効力が失われました 地位に就くことが見込まれないこととなりました ので、届け出ます。

（記載上の注意）

職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第26条第3項の規定により、在職中に当該失効届出を行う場合については、「約東の効力が失われました」と記載し、同条第6項において準用する同条第3項の規定により、離職後に当該失効届出を行う場合については、「地位に就くことが見込まれないこととなりました」と記載すること。

別記様式第6（第6条第3項、第8条第3項関係）

失効届出

（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項関連）

年 月 日

殿

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けの国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第1項の規定による届出に係る 約東の効力が失われました 地位に就くことが見込まれないこととなりました ので、届け出ます。

（記載上の注意）

職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第26条第3項の規定により、在職中に当該失効届出を行う場合については、「約東の効力が失われました」と記載し、同令第29条第2項において準用する同令第26条第3項の規定により、離職後に当該失効届出を行う場合については、「地位に就くことがみ込まれないこととなりました」と記載すること。

別記様式第7 (第8条第1項関係)

管理職職員であった者が再就職しようとする場合の届出
(国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第106条の24第1項関連)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住 所

氏 名

電話番号

国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第106条の24第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名																	
2 生 年 月 日	年 月 日																
3 離 職 時 の 官 職																	
4 離職前の求職開始日	年 月 日 (□離職前の求職開始日なかった場合)																
5 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属・官職</th> <th>在職期間</th> <th>職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>自 年 月 日 至 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自 年 月 日 至 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自 年 月 日 至 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自 年 月 日 至 年 月 日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		所属・官職	在職期間	職務内容		自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日			自 年 月 日 至 年 月 日	
所属・官職	在職期間	職務内容															
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
	自 年 月 日 至 年 月 日																
6 離 職 日	年 月 日																
7 再 就 職 予 定 日	年 月 日																
8 再就職先の 名称及び連絡先	再就職先の名称： 再就職先の連絡先：																
9 再就職先の業務内容																	
10 再就職先における地位																	
11 求 職 の 承 認 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																
12 官民人材交流センターの援助の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																
13 官民人材交流センター以外の援助 (□官民人材交流センター以外の援助なかった場合)	<table border="1"> <tr> <td>(ふりがな) 援助者の氏名又は名称</td> <td>援助の内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容													
(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容																

別記様式第7 (第8条第1項関係)

管理職職員であった者が再就職しようとする場合の届出
(国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第106条の24第1項関連)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住 所

氏 名

電話番号

国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第106条の24第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名		
2 生 年 月 日	年 月 日	
3 離 職 時 の 官 職		
4 離 職 日	年 月 日	
5 再 就 職 予 定 日	年 月 日	
6 再就職先の名称		
7 再就職先の業務内容		
8 再就職先における地位		
9 求 職 の 承 認 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
10 官民人材交流センターの援助の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

(記載上の注意)

□のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。

--	--

(記載上の注意)

- 1 口のついた項目は該当する口の中にレ点を記入すること。
 - 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。
-
-
-

別記様式第8（第8条第2項関係）

変更届出

（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項関連）

年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けの国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

再就職予定日	変更前	
	変更後	
再就職先の名称及び連絡先	変更前	
	変更後	
再就職先の業務内容	変更前	
	変更後	
再就職先における地位	変更前	
	変更後	

別記様式第8（第8条第4項関係）

変更届出

（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項関連）

年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けの国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

再就職予定日	変更前	
	変更後	
再就職先の名称	変更前	
	変更後	
再就職先の業務内容	変更前	
	変更後	
再就職先における地位	変更前	
	変更後	

別記様式第9（第8条第3項関係）

失効届出

（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項関連）

年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けの国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項の規定による届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、届け出ます。

別記様式第9（第8条第5項関係）

失効届出

（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項関連）

年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けの国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第1項の規定による届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、届け出ます。

別記様式第10（第11条関係）

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
 （国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第2項関連）

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住 所

氏 名

電話番号

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	(ふりがな) 氏 名	
2	生 年 月 日	年 月 日
3	離 職 時 の 官 職	
4	離職前の求職開始日	年 月 日 (□離職前の求職開始日がなかった場合)
5	離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容	
	所属・官職	在職期間 自 年 月 日 至 年 月 日 職務内容
		自 年 月 日 至 年 月 日
		自 年 月 日 至 年 月 日
		自 年 月 日 至 年 月 日
6	離 職 日	年 月 日
7	再 就 職 日	年 月 日
8	再就職先の 名称及び連絡先	再就職先の名称： 再就職先の連絡先：
9	再就職先の業務内容	
10	再就職先における地位	
11	求 職 の 承 認 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
12	官民人材交流センターの援助の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
13	官民人材交流センター以外の援助 (□官民人材交流センター以外の援助がなかった場合)	
	(ふりがな) 援助者の氏名又は名称	援助の内容

別記様式第10（第11条関係）

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
 （国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第2項関連）

年 月 日

内閣総理大臣 殿

住 所

氏 名

電話番号

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の24第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	(ふりがな) 氏 名	
2	生 年 月 日	年 月 日
3	離 職 時 の 官 職	
4	離 職 日	年 月 日
5	再 就 職 日	年 月 日
6	再就職先の名称	
7	再就職先の業務内容	
8	再就職先における地位	
9	求 職 の 承 認 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
10	官民人材交流センターの援助の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(記載上の注意)

□のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

--	--

(記載上の注意)

- 1 口のついた項目は該当する口の中にレ点を記入すること。
- 2 離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

--

附 則

(施行日)

1 この内閣官房令は、平成三十年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この内閣官房令による改正後の職員の退職管理に関する内閣官房令第六条第四項並びに第八条第二項及び第三項の規定並びに別記様式第四から別記様式第十までの様式は、この内閣官房令の施行の日以後にされる国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六十六条の二十三第一項の規定による届出（同日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）、同法第六十六条の二十四第一項の規定による届出（同日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）及び同条第二項の規定による届出について適用し、同日前にされた同法第六十六条の二十三第一項の規定による届出及び同日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出、同日前にされた同法第六十六条の二十四第一項の規定による届出及び同日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出並びに同日前にされた同条第二項の規定による届出については、なお従前の例による。